

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）３３条の規定に基づく一時保護決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第１ 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第２ 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇児童相談所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成３１年３月２２日付けで行った、請求人の子である〇〇さん（以下「本児」という。）に係る法３３条の規定に基づく一時保護決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第３ 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

保護理由にある「虐待の疑い」の事実はない。

本児は、請求人と祖母の下で健全な生活を送っており、学校生活、各種稽古事においても問題ない。

そして、本児は、平成２９年３月に一時保護を受けた際に、「児童相談所でいじめなどひどい目にあった。」と請求人に証言しており、また、帰宅後の精神状態等が尋常でなかったことから、保護施設は適切な環境ではない。

以上のことから、本児の一時保護を速やかに取り消し、請求人へ引き渡すべきである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和元年7月29日	諮問
令和元年9月27日	審議（第37回第3部会）
令和元年10月24日	審議（第38回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法25条1項は、要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないと規定している。

そして、法26条1項は、児童相談所長は、法25条1項の規定による通告を受けた児童及びその保護者等について、必要があると認めるときは、法26条1項各号の措置を採らなければならないものとし、同項1号として「次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。」と規定している。

これを受けて、法 27 条 1 項は、都道府県は、法 26 条 1 項 1 号の規定による報告のあった児童について、法 27 条 1 項各号の措置を採らなければならないと規定している。

- (2) 法 33 条 1 項は、児童相談所長は、必要があると認めるときは、法 26 条 1 項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる」と規定し、法 33 条 2 項は、都道府県知事は、必要があると認めるときは、法 27 条 1 項又は 2 項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる」と規定している。

この「必要がある」場合については、「一時保護ガイドライン」（平成 30 年 7 月 6 日付子発 0706 第 4 号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「ガイドライン」という。）Ⅱ・2・(2)・アでは、「虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合」「子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす若しくはそのおそれがある場合」等としており、同・イでは、「アセスメントのための一時保護は、適切かつ具体的な援助指針（援助方針）を定めるために、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合に行う。（以下略）」としている。

そして、一時保護の要件が「必要があると認めるとき」との文言で規定されていること及び児童の福祉に関する判断には児

童心理学等の専門的な知見が必要とされることからすれば、児童に一時保護を加えるか否かの判断は、都道府県知事ないしその権限の委任を受けた児童相談所長の合理的な裁量に委ねられていると解するのが相当であり、児童相談所長等が上記裁量を逸脱し又は濫用した場合に限り、一時保護処分を行ったことが違法となるというべきである（東京地方裁判所平成27年3月11日判決・判例時報2281号80頁参照）とされている。

なお、東京都知事は、法27条1項及び33条2項に係る権限を、法32条1項、地方自治法153条2項並びに法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）1条1項1号及び5号の規定に基づき、児童相談所長に委任している。

- (3) 児童虐待の定義につき、児童虐待の防止等に関する法律は「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。」（2条1号）、「児童に対する著しい暴言…その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」（同条4号）とする。そして、同条1号の身体的虐待は、打撲傷・あざなどの外傷を生じうるような行為と解され、同条4号の心理的虐待は、ことばによる脅かし、脅迫などの行為と解される（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課編「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改正版）」（以下「手引き」という。）第1章・1・(2)参照）。
- (4) また、手引きは、単に生命の危険にとどまらず、現在の環境におくことが子どもの安全な家庭生活を確保する上で明らかに問題があると判断されるときは、まず一時保護を行うべきであるとし、必要とされる場合は、躊躇せず一時保護を行い、その上で虐待の事実等を調査するということが子どもの最善の利益にかなう（第5章・1）としているため、一時保護は、虐待の存在が疑われる場合にも行いうると解されている。

2 これを本件についてみると、処分庁は、本件弁護士から連絡を受け、本児から、請求人により後頭部と顔を平手で叩かれる等の暴力や暴言を受けるなど虐待を受けた旨を聞き取り、本児が「家に帰りたくない」と明確に意思表示をしたことから、本児の一時保護を決定した（本件処分）ことが認められる。

なお、一時保護後の本児との面接からも、本児が請求人や祖母からの暴言・暴力に対して強い恐怖感を抱いていたことが認められる。

そうすると、処分庁が、本児の安全を迅速に確保し適切な保護を図るとともに、本児の心身の状況、その置かれている養育環境その他の状況を把握し、必要に応じた支援と調整を行うために、一時保護の必要性があると判断し、法33条の規定に基づき本児を一時保護したことについて、不合理な点は認められない。

したがって、本件処分は、上記1の法令等の定めに基づき適正になされたものというべきであって、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人は、前記第3のとおり、本件処分が違法又は不当であると主張する。

しかし、本件処分が法令等の定めに基づいて適正になされたものと認められることは上記2のとおりであり、また、本児の家に帰りたくないとの意思も明確であることから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成